

介護保険

(1)利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、利用表のサービス費の1割が利用者負担となります。
また収入、所得によって2割負担や3割負担になる場合があります。

(2)サービス費

所要時間	単位	基本料金
20分未満	312単位	3120円
30分未満	469単位	4690円
30分以上1時間未満	819単位	8190円
1時間以上1時間30分未満	1122単位	11220円

※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準としています。

※ 訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの料金は同一です。

※ 准看護師の場合は90/100になります。

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○その他のサービスの加算料金

項目	単位	基本料金
サービス提供体制強化加算 (1回につき)	6単位	60円
特別管理加算(I) (1月につき)	500単位	5000円
特別管理加算(II) (1月につき)	250単位	2500円
緊急時訪問看護加算1 (1月につき)	574単位	5740円
ターミナルケア加算 (死亡月)	2000単位	20000円
退院時共同指導加算 (初回時)	600単位	6000円
看護・介護職員連携強化加算 (1月につき)	250単位	2500円
初回加算 (初回時)	300単位	3000円

※ 1ヶ月の利用料の算出方法

(例)1ヶ月の利用料の目安

○○○単位×[1ヶ月のサービス利用回数]+[加算料金]×0.1=合計金額

項目	単位	基本料金
複数名訪問加算	所用時間30分未満	254単位 2540円
	所用時間30分以上	402単位 4020円
長時間訪問看護加算	300単位	3000円

※ 長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者に対して所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

医療保険

別紙2

(1) 訪問看護療養日の利用者負担金

※ 医療保険の適用がある場合は、各保険の規定に基づいて訪問療養費の一部(1~3割)が利用者負担金となります。

徴収対象	療養費負担の割合
後期高齢者医療受給者	療養費の1割(一定以上所得者3割) 後期高齢者医療証で確認
医療保険の被保険者・被扶養者	療養費の3割
70歳以上	療養費の1割(一定以上所得者3割) 高齢受給者証で確認

訪問看護

所要時間	費用内容
① 訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕 ()の内は准看護師の場合	週3日まで5550円(5050円)×訪問日数 ※ 末期ガン、神経難病等の利用者は、上記に加え 週4日目以降6550円(6050円)×訪問日数 ※ 急性増悪・終末期等により、主治医から4日以上頻回な訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合、指示の日から14日を限度に訪問看護ができる。 (月に1回限り、但し、別に厚生労働大臣が定める者については2回)
訪問看護基本療養費〔Ⅲ〕	8500円 *入院中に外泊する患者であって次のいずれかに該当する者 ① 特掲診療料の施設基準別表第7に掲げる者(別紙3参照) ② 特掲診療料の施設基準別表第8各号に掲げる者(別紙3参照) ③ 在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた者
② 訪問看護管理療養費	1日目は7400円 2日目以降2980円×訪問日数
③ 難病等複数回訪問加算	日2回訪問した場合:4500円×訪問日数 1日3回以上訪問した場合:8000円×訪問日数
④ 長時間訪問看護加算	5200円/週1回 基準告示第2の3に指定する者で訪問看護が1.5時間を超える場合 (15歳未満の超重症児又は准超重症児においては週3回)
⑤ 特別管理加算	2500円/月 重症度の高い利用者の場合は5000円/月
⑥ 特別管理指導加算	2000円
⑦ 24時間対応体制加算	6400円/月 電話連絡対応、緊急時訪問看護対応
⑧ 夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	6時~8時, 18時~22時 2100円 22時~6時 4200円
⑨ 退院時共同指示加算	8000円
⑩ 退院支援指導加算	6000円
⑪ 在宅患者連携指導加算	3000円/月 医師と連携し、患者・家族への助言指導
⑫ 在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2000円/月2回 患者の急変時に、主治医等が患者宅を訪問し、関係者で診療方針等のカンファレンスを行った場合
⑬ ターミナルケア加算	25000円
⑭ 複数名訪問看護加算	看護師4500円/週1回 (准看護師3800円/週1回) 看護補助者3000円/週3回 1日に1回・3000円、1日に2回・6000円、1日に3回以上1万円
⑮ 情報提供療養費	1500円/月
⑯ 緊急訪問看護加算	2650円/日(1日1回のみ) 病院・在宅支援診療所の指示により、緊急に訪問看護を実施した場合